

令和7年度 介護サービス事業所における 事故報告について

豊島区 福祉部 介護保険課
事業者指導・監査グループ

はじめに

- ▶介護サービスを提供する際に事故が発生したときには、利用者の治療対応やご家族への連絡等、事業所としてとるべき対応が多岐にわたります。とりわけ、事故の報告は欠くことのできない重要事項です。
- ▶介護サービス事業所には、事故の防止及び事故発生時の対応が、それぞれのサービス種別ごとの「基準」で定められています。

【参考】介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

▶介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
(平成十一年三月三十一日 厚生省令第四十号)

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第36条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 介護老人保健施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

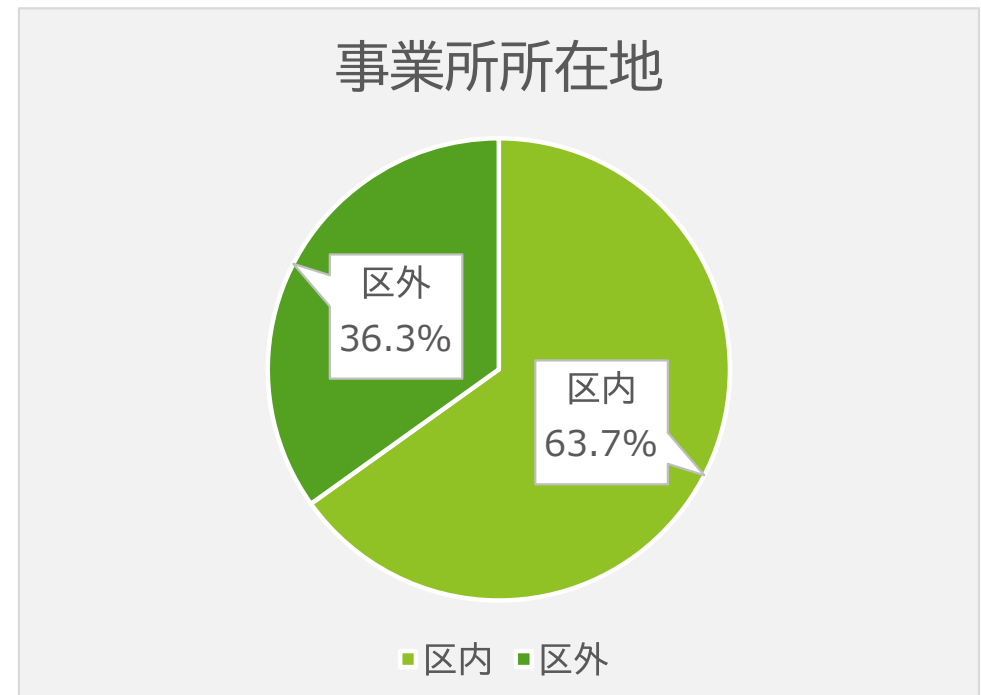
4 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保険施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- ▶前スライドまでの規定は例示として示したものであり、実務上は各サービス種別の個別規定を参照してください。
- ▶サービス種別によって文言は少しずつ異なっていますが、同内容の規定は必ず設けられています。このように事故について連絡(報告)をすることは、法令上の「義務」となっています。
- ▶ここでは、令和7年度中に豊島区によせられた事故報告についてとりまとめたので、次スライド以降報告をさせていただきます。

1. 事故が発生した事業所の所在

- ▶ 全571件のうちおよそ3分の2(364件)が豊島区内の介サービス事業所での事故となっていますが、住所地特例施設等の区外事業所からの報告も一定数ありました。
- ▶ 令和7年度の事故報告件数は令和6年度の631件から60件減となりました。

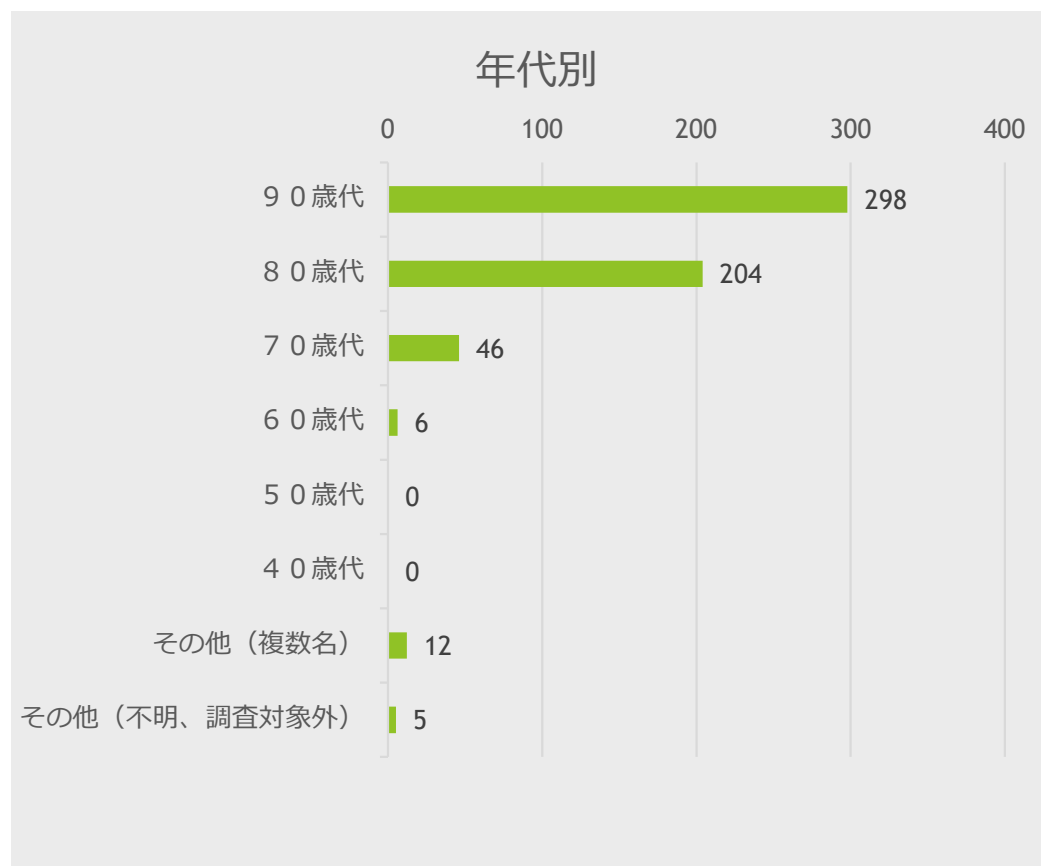
事業所の所在	件数	割合
区内	364	63.7%
区外	207	36.3%
合 計	571	100%



2. 事故当事者の年齢

- ▶ 90歳代が最も多く、次いで80歳代となっています。
年齢が上がるにつれ事故当事者となる傾向がうかがえます。

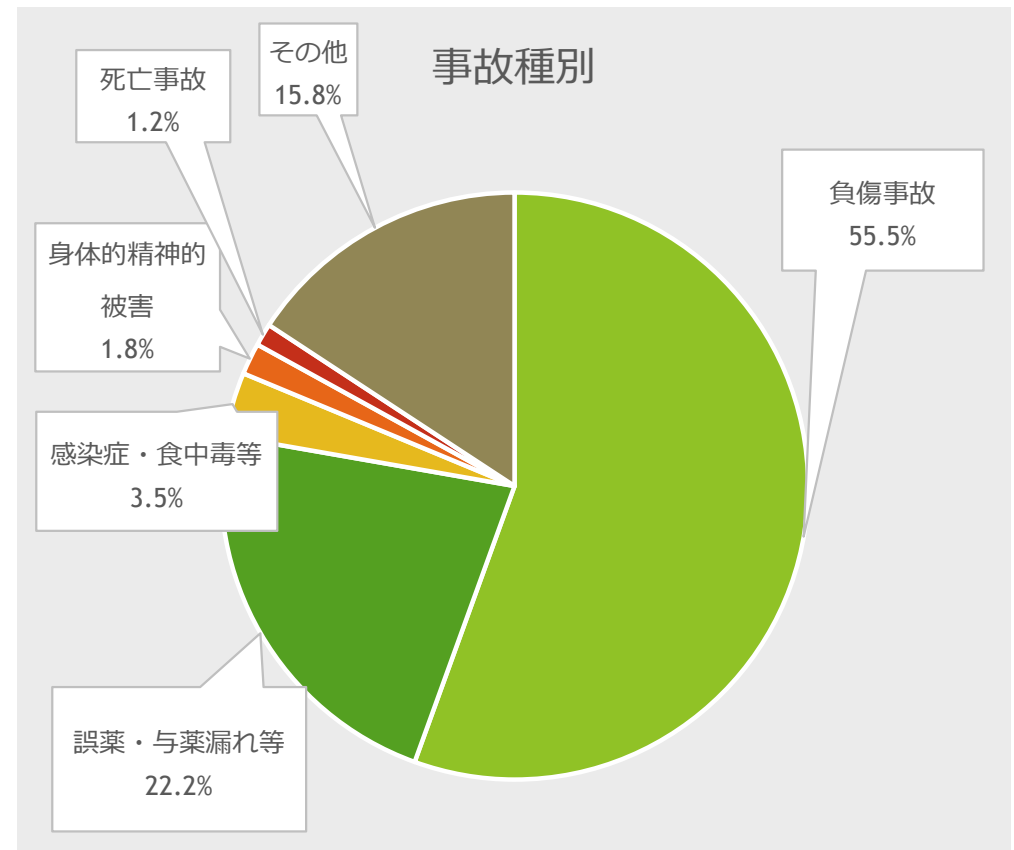
年齢	人数	割合
90歳以上	298	52.2%
80歳代	204	35.7%
70歳代	46	8.1%
60歳代	6	1.1%
50歳代	0	0%
40歳代	0	0%
複数名	12	2.1%
不明、調査対象外	5	0.8%
合 計	571	100%



3. 事故の種別

▶負傷事故(骨折、裂傷など)が最も多く、全体の半数以上を占めています。次いで誤薬・与薬漏れ等となっています。

事故の種別	件数	割合
負傷事故	317	55.5%
誤薬・与薬漏れ等	127	22.2%
感染症・食中毒等	20	3.5%
身体的精神的被害	10	1.8%
死亡事故	7	1.2%
その他	90	15.8%
合 計	571	100%



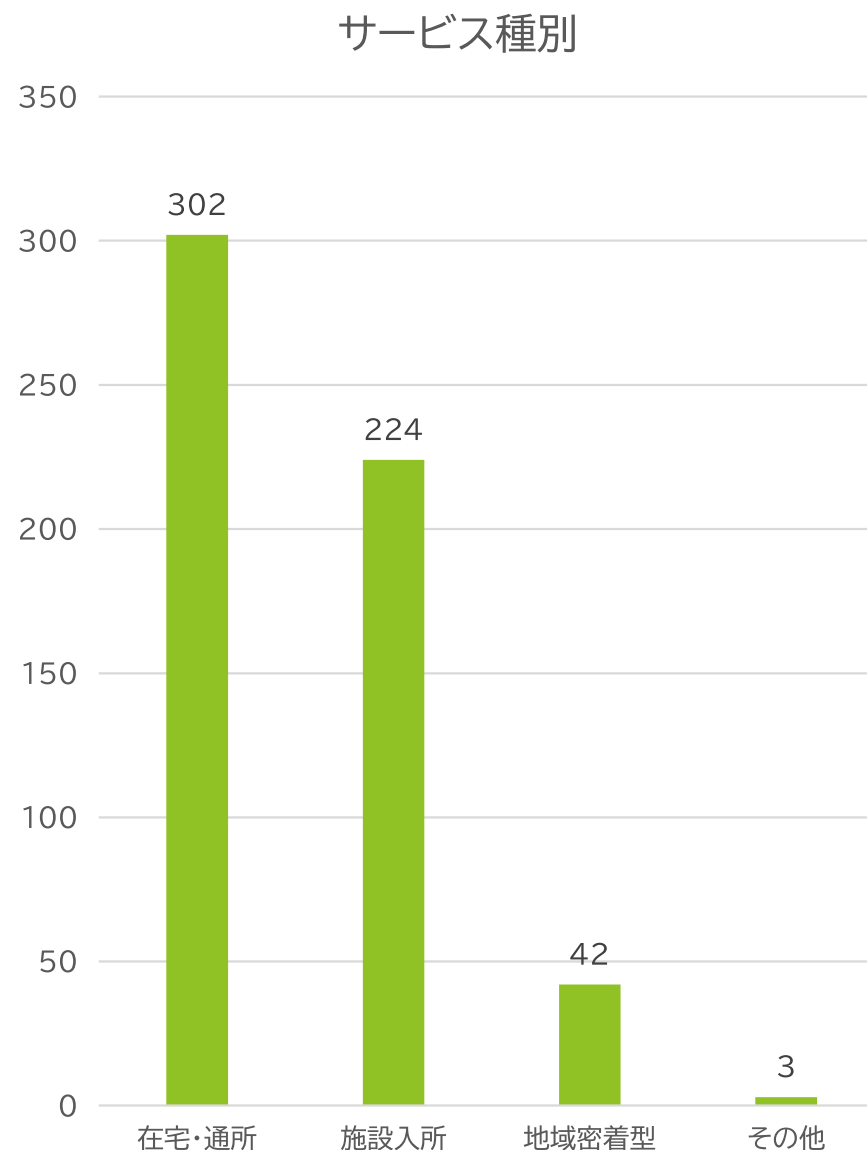
4. サービス種別毎の事故件数

- ▶特定施設入所者生活介護(有料老人ホーム)、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)が報告された事故の大部分を占めていました。次いで、介護老人保健施設、通所介護・地域密着型通所介護が多くなっていました。

サービス提供時間が長いサービス種別ほど事故報告件数が多くなっている傾向があります。

4. サービス種別毎の事故件数

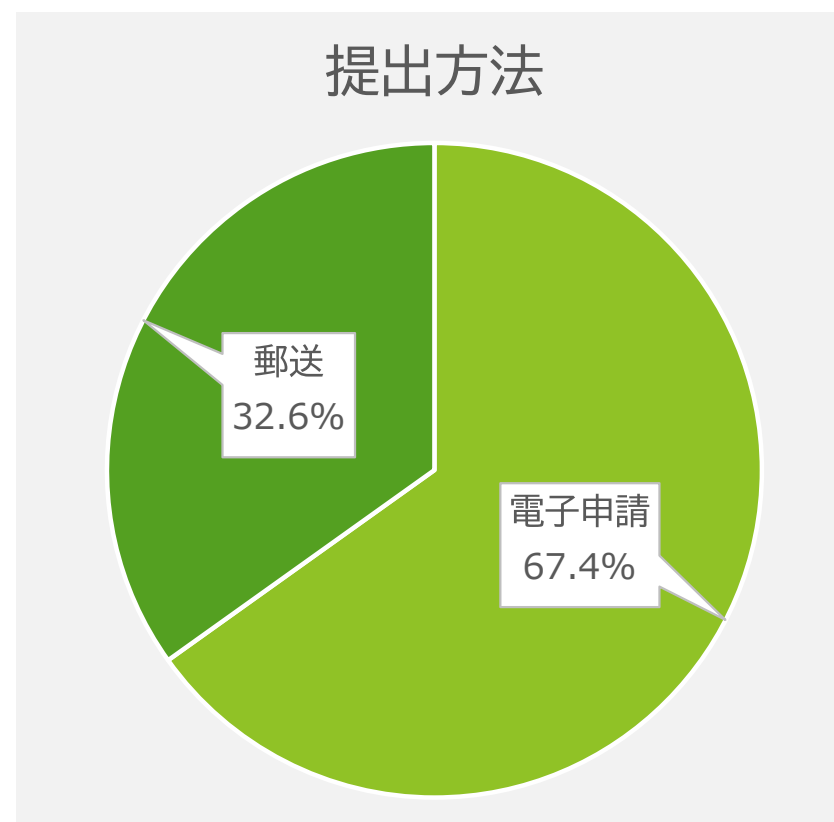
在宅・通所	件数	割合
訪問介護	8	1.4%
訪問看護	2	0.4%
通所リハビリテーション	1	0.2%
通所介護・地域密着型通所介護	47	8.2%
短期入所生活介護	22	3.8%
特定施設入所者生活介護	221	38.7%
居宅介護支援	1	0.2%
施設入所		
介護老人福祉施設	177	31%
介護老人保健施設	47	8.2%
地域密着型		
認知症対応型通所介護	1	0.2%
地域密着型特定施設入所者生活介護	1	0.2%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	0.4%
小規模多機能型居宅介護	5	0.9%
認知症対応型共同生活介護	33	5.7%
その他		
不明	3	0.5%
合計	571	100%



5. 事故報告書の提出方法

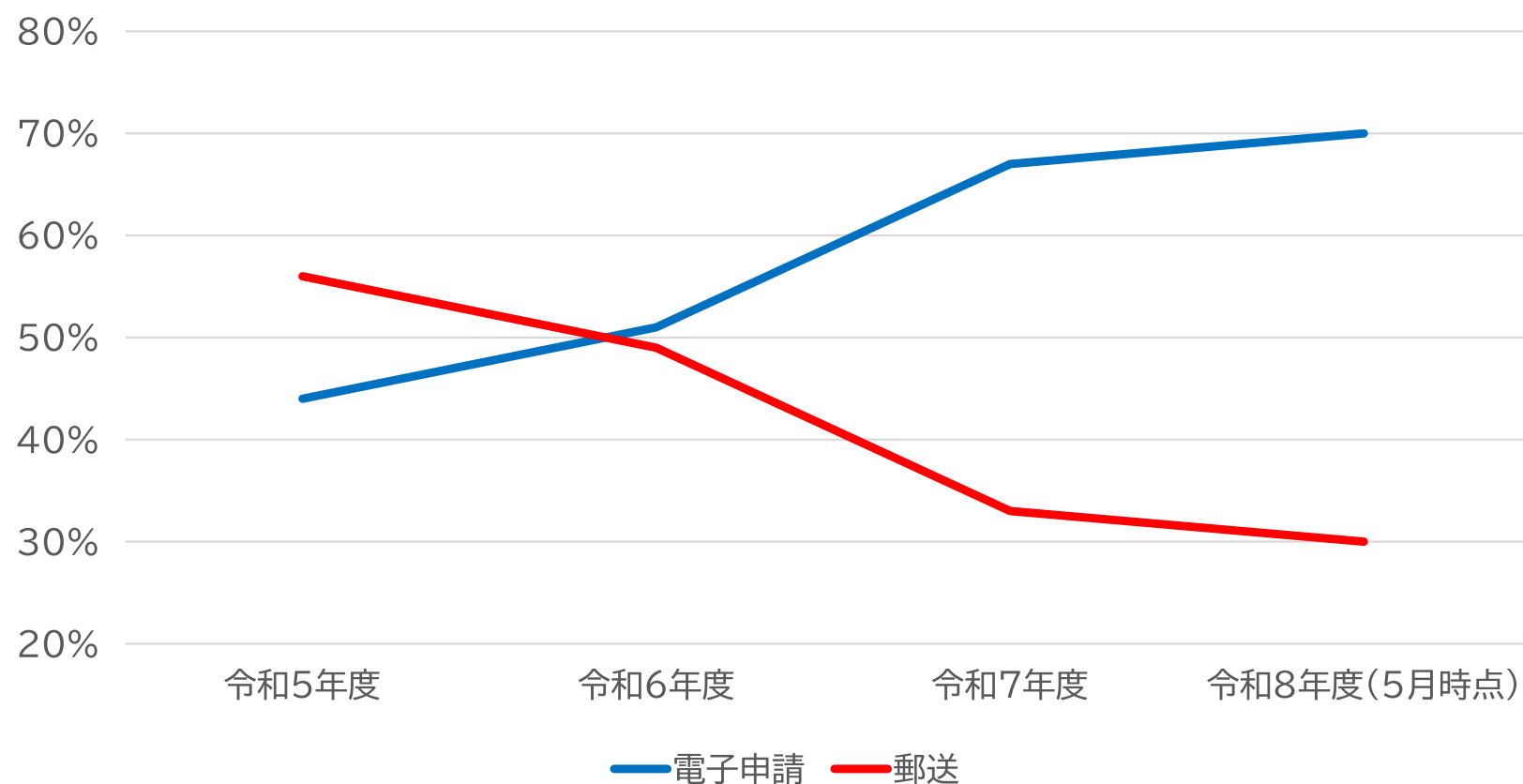
- ▶全571件のうちおよそ3分の2(385件)が電子申請(LOGOフォーム)により提出されております。

提出方法	件数	割合
電子申請	385	67.4%
郵送	186	32.6%
合 計	571	100%



5. 事故報告書の提出方法

▶令和5年度からの推移



6. 事故報告の要領改訂について

▶令和8年1月5日付で要領を改訂しました。

ここでは、改訂理由及び改訂事項について説明をします。

1. 改訂理由

- ①提出に係る事業者の裁量権の拡大により、事務負担の軽減
- ②区と事業者との間に生じている提出基準に関する認識のずれの解消

6. 事故報告の要領改訂について

2. 改訂事項について

・「死亡・けが等」について

旧)「医療機関を受診し、診察又は検査のみで、治療を伴わなかった場合」は提出不要です。

新)「被害又は影響が極めて微小」と判断された内容であれば提出不要です。

※利用者が死亡した場合、老衰や持病等が原因であれば、提出は不要です。

・「感染症又は食中毒の発生」について

旧)利用者が1名でも罹患した場合は提出が必要です。(要領及びHPに明記なし)

新)利用者が1名でも罹患した場合は提出が必要だが、5類感染症(定点把握疾患)については、利用者10名以上もしくは定員の半数以上に発生した場合及び死亡者もしくは重篤者が1週間に2名以上発生した場合に限り提出が必要です。

・その他の項目について

事業者と区で認識にずれが生じないように表記を変更しています。(災害発生等の記載について)

6. 事故報告の要領改訂について

3. 「介護サービス事故報告書に関するQ&A」について

区ホームページに事業者から寄せられた問い合わせ及び回答を掲載し、類似事例等が発生した際の判断材料の一つとして活用してください。
定期的に内容を更新し、HP に掲載していく予定です。

4. 留意事項

改訂した内容に該当するかどうかに関わらず、「利用者又はそのご家族からの苦情に発展する可能性」がある場合は、ご提出ください。

関連サイト及び資料

▶公益財団法人 介護労働安定センター

平成29年度「介護サービスの利用に係る事故の防止に関する調査研究事業」について

https://www.kaigo-center.or.jp/report/sonota/h29_roujinken_01_20171024.html

トップページ> 介護労働実態調査等「その他の調査」> 老人保健健康増進事業一覧平成29年度「介護サービスの利用に係る事故防止に関する調査研究事業」について > 調査結果「「介護サービスの利用に係る事故の防止に関する調査研究事業」報告書」

▶有料老人ホームで発生した事故の東京都への報告確認チャート

<https://www.city.toshima.lg.jp/documents/1852/20260115122836.pdf>

▶「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001569590.pdf>

介護保険課(事業者指導・監査グループ)

TEL:03-3981-1474